

両立支援等助成金

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）



男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者の育児休業取得率が上昇した事業主に支給されます。

① 男性労働者が育児休業を取得した場合 出生後8週間以内に開始する育児休が対象

助成額 (1事業主1回限り)		
中小企業のみ	通常取得	20万円
	代替要員加算(1~2人の場合)	20万円
	代替要員加算(3人の以上場合)	45万円

- 育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること。
- 男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上の子育て休業を取得すること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。

※育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用(派遣を含む)した場合、加算して支給(代替要員加算)。



② 男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合

新設

男性労働者が育児休業を取得し支給を受けた事業主において、男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合に対する助成金

助成額 (育児休業取得率が30%以上上昇したのが、①の支給を受けてから)		
中小企業のみ	1年以内	60万円<75万円>
	2年以内	40万円<65万円>
	3年以内	20万円<35万円>

- 第1種の支給を受けていること。
- 育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- 男性労働者の育児休業取得率が、第1種の支給を受けてから3事業年度以内に30%以上上昇していること。
- 育児休業を取得した男性労働者が、第1種の申請に係る者の他に2名以上いること。

<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額。

③ 男性労働者が育児目的休暇を取得した場合

育児目的休暇を取得した場合に対する助成は廃止されました。